



とうほくふるさと情報

H26年9月版②

～東京司法書士会でピックアップした東北関連の情報をお届けします～



どーなってるの？損害賠償！

原発ADR和解仲介事例etc.

東京電力に対する直接請求が困難なケースでも、原発ADRにおいて請求が認められるケースもあります。例えば以下のような和解仲介事例が、発表されています。

1. いわゆる自主的避難等対象区域において避難費用や生活増加費用が賠償された事例。

(1) 自宅近隣が特定避難勧奨地点であり、自宅の放射線量も高かったこと等が考慮され、避難をした申立人らに平成25年2月末までの避難費用、生活費増加費用等が賠償された。(平成26年3月19日成立事例より)

(2) いわゆる自主的避難等対象区域から、福島県外への避難で母が避難開始後に甲状腺ガンと診断されたこと、子供は乳児であったこと等が考慮され、平成25年12月末日までの避難費用、生活費増加費用等が賠償された。(平成26年3月20日成立事例より)

2. 旧緊急時避難準備区域で、直接請求終了後も精神的損害が賠償された事例。

避難前の就労先は閉鎖されており、本人の年齢等から帰還したとしても再就職は困難であること等が考慮され、避難継続の必要性を認め平成26年2月までの精神的損害が賠償された。(平成26年3月29日成立事例より)





岩手

岩手県は、9月16日より宮古市の、八木沢・佐原・磯鶏・上鼻・実田の県営住宅の入居者募集を始めるそうです。応募者多数の場合は、抽選とし応募の締め切りは9月30日だそうです。入居時期は、平成27年の1月～9月を予定しています(岩手日報2014/9/6より)



宮城

南三陸町は、9月10日円滑なUターンやUターンを阻む要因となっている住宅不足の問題を軽減し、定住を支援するため、不要になった仮設住宅を解体移築して、町営住宅として活用する考えを示しました。歌津伊里前地区の町有地に5戸の町営住宅を整備するそうです(河北新報2014/9/11より)

福島

9月9日定例議会で、浪江町長は、東京電力福島第一原発事故の避難指示解除時に、自宅で生活できない町民のための公営住宅を整備する方針を示しました。長期避難で自宅が荒廃したケースを想定しており、平成29年3月までの完成を目指すそうです。(福島民報2014/9/10より)

面談による相談（予約制）

●東京司法書士会総合相談センター（四谷・金曜 17時～20時）

ご予約電話番号：03-3353-9205

予約受付時間：平日午前9時～12時、午後1時～5時

場所：東京都新宿区本塩町9-3(JR・東京メトロ 四ツ谷駅 徒歩約4分)

●三多摩総合相談センター（立川）

ご予約電話番号：042-548-3933

予約受付時間：平日午前10時～午後4時

場所：東京都立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル 202-A

(JR 立川駅 北口 徒歩6分、多摩都市モノレール 立川北駅 徒歩5分)

電話による相談

電話番号：03-3353-2700

相談時間：平日 午前10時～午後4時（受付は午後3時45分をもって終了いたします）

※通話料はご相談者様の自己負担となります。